

第98号 山田町復興まちづくり かわら版

発行・編集 山田町役場復興企画課

町有地の利用者を募集します

町では、復興事業で買収した土地の利活用を図るため、利用可能な町有地の利用者を募集します。

応募資格や申込書類等、詳細につきましては、町ホームページをご覧ください。下記問い合わせ先までお問い合わせください。

●公募地の概要

今回の公募地は、織笠地区にある町有地となります。

地積、賃料及び契約保証金などの詳細な情報は、募集要項（町ホームページに掲載）をご覧ください。

●公募期間

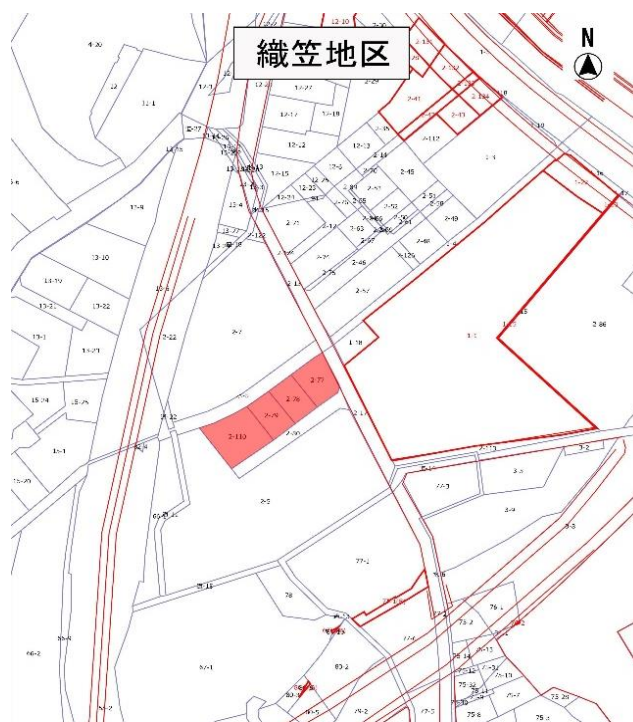
令和3年1月4日（月）～令和3年1月29日（金）

●利用条件及び注意事項

- ・自己利用の方が対象です。（貸店舗は可）
- ・居住用には利用することができません。
- ・土地は現状での引渡しとなりますので、現地をご確認ください。
- ・建物を設置（建設）する場合としない場合で、賃料、契約保証金及び貸付期間の条件が異なります。詳しくは募集要項をご覧ください。

●位置図

黒塗りの各地が、今回の公募地になります。



【お問い合わせ】

町都市計画課 宅地管理係 ☎0193-82-3111（内線241、242）

【東日本大震災】住宅再建に係る補助金の申請期限延長のお知らせ

東日本大震災による住宅再建に係る各種補助金の申請受付期限を、次のとおり延長することと致しました。

申請期限が令和3年12月28日となっている補助事業については、**令和3年4月10日までに被災者生活再建支援金（加算支援金）の申請をした方**となります。（加算支援金は、住宅の工事請負契約等を締結すれば申請が可能な支援金です。）

つきましては、**これから住宅の建設・購入をする方は、工事請負契約等を締結後、必ず令和3年4月10日までに町に加算支援金を申請のうえ、令和3年12月28日（火）までに新居への転居および住宅再建補助金の申請を行ってください。**

●延長する町の補助金

補助事業名	補助金額	申請期限
住宅再建支援事業	複数世帯 200万円 単数世帯 150万円	令和3年12月28日 （火） ※ただし、令和3年4月10日までに、加算支援金を申請した方が対象です
住宅再建支援事業（追加分）	複数世帯 上限100万円 単数世帯 上限75万円	
住宅自力再建者支援事業	土地購入して建設等 100万円 自己所有地に建設等 50万円	
生活再建住宅支援事業	バリアフリー対応 40万円～90万円 岩手県産材使用 20万円～40万円	
復興住宅融資利子補給事業	上限300万円 住宅金融支援機構融資の場合上限150万円	
被災者住居移転事業	上限10万円	※次年度も継続します。 令和4年3月31日 （水）
山田町住宅用太陽光発電導入促進事業	最大出力1キロワット当たり3万円で上限10万円（千円未満切捨て）	

●注意事項

- ・申請期限が令和3年12月28日となっている事業については、**令和3年4月10日までに被災者生活再建支援金（加算支援金）の申請をした方**が対象となります。加算支援金の申請をするためには工事請負等の契約を締結する必要があります。期限は4月10日までとなっておりますが、契約締結後は速やかに加算支援金を申請してください。
- ・加算支援金申請後は、令和3年12月28日までに新居への引越、および各種補助金の申請を行えるよう工事を進めてください。
- ・住宅再建が完了した方で補助金の申請がお済みでない方は、上記期限によらず、**令和3年1月29日（金）までに忘れずに補助金の申請をしてください。**

【お問い合わせ】

町復興企画課 被災者再建支援室 ☎0193-82-3111（内線371、374、363）

【令和元年台風第19号】住宅再建に係る町の補助金制度について

◎建設・補修工事等完了し、未申請の方は補助金の申請を

町では、令和元年台風第19号災害で被災し、住宅再建を行った世帯に対し、補助金を交付しています。

令和3年度も引き続き申請を受け付けますので、建設・補修工事等が完了し、補助金の申請を行っていない方はお早めに申請をお願いします。

※このご案内は、まだ申請がお済みでない方へのお知らせとなります。追加での補助金の案内ではありませんのでご注意ください。

①山田町住宅再建支援事業補助金

令和元年台風第19号災害によるり災程度と再建方法に応じて、上限額の範囲内で補助金を交付します。

引越補助については、新居へ引っ越し業者に依頼して引っ越しをした場合に補助金を交付します。災害公営住宅への引越しも補助の対象となります。

支給額

※この補助金は工事が終了し、支払いも完了してからの申請となります。

区分	り災程度	支給額
建設・購入・補修	全壊	複数世帯 上限100万円 単数世帯 上限75万円
	大規模半壊	
	半壊	
	一部損壊	複数世帯 上限20万円 単数世帯 上限15万円
引越補助	全壊～一部損壊	上限 5万円

注意 この補助金は、総事業費から応急修理制度と加算支援金の金額を差し引いた金額をもとに、判断し補助金支給額を決定します。

必要書類

- ・工事請負契約書（購入の場合は売買契約書）・通帳の写し・印鑑・検査済証（建設の方）・写真（着工前・着工後）・見積書等工事内容がわかるもの
- ・領収書または支払いが完了していることがわかるもの

②山田町復興住宅融資利子補給補助金

対象世帯

全壊、大規模半壊、半壊のり災証明書が発行されている世帯で、住宅再建のため金融機関等から借入れを行った場合

支給額

上限額 200万円

【お問い合わせ】

町復興企画課 被災者再建支援室 ☎0193-82-3111（内線371、374）